

○ 第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について（昭和 41 年 12 月 26 日 消基発第 9408 号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																																																		
<p>1 0 様式第 2 号の記載心得</p> <p>2 市町村又は組合は、様式第 2 号を基金あて送付する場合は、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>※ 都</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道 市町村</td> <td></td> <td>長氏名</td> <td>—</td> <td>の欄及び</td> </tr> <tr> <td>府 組 合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(中略) の欄に記載すること。</p>		年 月 日				※ 都					道 市町村		長氏名	—	の欄及び	府 組 合					県					<p>1 0 様式第 2 号の記載心得</p> <p>2 市町村又は組合は、様式第 2 号を基金あて送付する場合は、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>※ 都</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道 市町村</td> <td></td> <td>長氏名</td> <td>印</td> <td>の欄及び</td> </tr> <tr> <td>府 組 合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(中略) の欄に記載押印すること。</p>		年 月 日				※ 都					道 市町村		長氏名	印	の欄及び	府 組 合					県				
	年 月 日																																																		
※ 都																																																			
道 市町村		長氏名	—	の欄及び																																															
府 組 合																																																			
県																																																			
	年 月 日																																																		
※ 都																																																			
道 市町村		長氏名	印	の欄及び																																															
府 組 合																																																			
県																																																			
別表	別表																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">遺族補償年金</td> <td> <p>前払一時金(基準政令附則第二条)</p> <p>1 7年以内に基準政令附則第2条第7項の規定による支給停止期間(以下「支給停止期間」という。)が満了する場合 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)			(略)	遺族補償年金	<p>前払一時金(基準政令附則第二条)</p> <p>1 7年以内に基準政令附則第2条第7項の規定による支給停止期間(以下「支給停止期間」という。)が満了する場合 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">遺族補償年金</td> <td> <p>前払一時金(基準政令附則第二条)</p> <p>1 7年以内に基準政令附則第2条第6項の規定による支給停止期間(以下「支給停止期間」という。)が満了する場合 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)			(略)	遺族補償年金	<p>前払一時金(基準政令附則第二条)</p> <p>1 7年以内に基準政令附則第2条第6項の規定による支給停止期間(以下「支給停止期間」という。)が満了する場合 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	(略)																																			
(略)																																																			
	(略)																																																		
遺族補償年金	<p>前払一時金(基準政令附則第二条)</p> <p>1 7年以内に基準政令附則第2条第7項の規定による支給停止期間(以下「支給停止期間」という。)が満了する場合 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>																																																		
(略)																																																			
(略)																																																			
	(略)																																																		
遺族補償年金	<p>前払一時金(基準政令附則第二条)</p> <p>1 7年以内に基準政令附則第2条第6項の規定による支給停止期間(以下「支給停止期間」という。)が満了する場合 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>																																																		
(略)																																																			

様式第 1

発第 号
年 月 日

(調査事務所・保険会社又は協同組合の名称)

殿

都道府県名・市町村長氏名又は
組合の所在地・名称・管理者名

自動車損害賠償責任 保険 保険金
共済 の 共済金 ・損害賠償額について(照会)

被害者	氏名		住所	
加害者	氏名		住所	
事故年月日	年 月 日	請求者	加害者・被害者	
扱保険会社名 又は協同組合名		調査事務所・協同 組合等の受付番号 又は証明書番号	No.	
保険金・共済金 ・損害賠償額の 受領年月日	年 月 日	保険金・共済金・ 損害賠償額の決定 額	¥	

上記被害者の第三者行為災害に関し、 _____ 消防団員等公務災害補償条例に
基づく損害補償費との調整のため必要があるので、お手数料とは存じますが、保険金・共済
金・損害賠償額の内訳及び算出経緯等につき別紙によりご回答賜りたくご照会します。

市組
町
村合
↓
調協保
査同險
事組会
務所合社

様式第 1

発第 号
年 月 日

(調査事務所・保険会社又は協同組合の名称)

殿

都道府県名・市町村長氏名又は
組合の所在地・名称・管理者名

自動車損害賠償責任 保険 保険金
共済 の 共済金 ・損害賠償額について(照会)

被害者	氏名		住所	
加害者	氏名		住所	
事故年月日	年 月 日	請求者	加害者・被害者	
扱保険会社名 又は協同組合名		調査事務所・協同 組合等の受付番号 又は証明書番号	No.	
保険金・共済金 ・損害賠償額の 受領年月日	年 月 日	保険金・共済金・ 損害賠償額の決定 額	¥	

上記被害者の第三者行為災害に関し、 _____ 消防団員等公務災害補償条例に
基づく損害補償費との調整のため必要があるので、お手数料とは存じますが、保険金・共済
金・損害賠償額の内訳及び算出経緯等につき別紙によりご回答賜りたくご照会します。

市組
町
村合
↓
調協保
査同險
事組会
務所合社

様式第2

消防団員等公務災害補償等共済基金 殿	都 市町村 年 月 日 道 府 市長 氏名 県 組合 氏名	※ 保険会社等に対して 請求した期間	治療関係費	年 月 日から 年 月 日までの分
下記のとおり報告します。			休業損害	年 月 日から 年 月 日までの分

発第 年 月 日 号

市町村 組合 長 殿

(調査事務所・保険会社又は協同組合)

内訳	支払先	被害者	被保険者 被共済者	その他	合計	総治療日数	日
損害調査(査定)認定(決定)額	円	円	円	円	円	入院日数	日
仮渡金						通院日数	日
内払金						認定休業日数	日
差引支払額						認定補償日数	日

自動車損害賠償責任 保険の 保険金・損害賠償額について (回答)

被害者 に関する平成 年 月 日 発第 号による照会の件につき、次のとおり回答します。

(回答事項)

損害項目	符号	請求書	損害調査(査定)額	摘要
治療費	A	円	円	年月日～年月日
差遣整理費	B			年月日～年月日
看護料	C			
通院費	D			
文書料	E			
雑費	F			
その他	F			
休業損害	G			年月日～年月日 日額 円×認定休業日数
慰謝料	H			
小計 A～H	I			
後遺障害による損害	J			第 級 号
死亡による損害	K			第 級 号 (年金・一時金)
損害調査(査定)額合計 A～K		(請求額合計)		
差引額	L			追加請求額 円
内訳				
A～Hの差引額	L			減額率 () %
J又はKの差引額	L			減額率 () %
損害調査(査定)認定(決定)額	M			(差引請求額)

(注) ※印の欄は、調査事務所、保険会社、協同組合において、記載しないで下さい。

市組町合
1 協同
事務
所合
社
1 市組
町合
1 基金

様式第2

消防団員等公務災害補償等共済基金 殿	都 市町村 年 月 日 道 府 市長 氏名 県 組合 氏名	※ 保険会社等に対して 請求した期間	治療関係費	年 月 日から 年 月 日までの分
下記のとおり報告します。			休業損害	年 月 日から 年 月 日までの分

発第 年 月 日 号

市町村 組合 長 殿

(調査事務所・保険会社又は協同組合)

内訳	支払先	被害者	被保険者 被共済者	その他	合計	総治療日数	日
損害調査(査定)認定(決定)額	円	円	円	円	円	入院日数	日
仮渡金						通院日数	日
内払金						認定休業日数	日
差引支払額						認定補償日数	日

自動車損害賠償責任 保険の 保険金・損害賠償額について (回答)

被害者 に関する平成 年 月 日 発第 号による照会の件につき、次のとおり回答します。

(回答事項)

損害項目	符号	請求書	損害調査(査定)額	摘要
治療費	A	円	円	年月日～年月日
差遣整理費	B			年月日～年月日
看護料	C			
通院費	D			
文書料	E			
雑費	F			
その他	F			
休業損害	G			年月日～年月日 日額 円×認定休業日数
慰謝料	H			
小計 A～H	I			
後遺障害による損害	J			第 級 号
死亡による損害	K			第 級 号 (年金・一時金)
損害調査(査定)額合計 A～K		(請求額合計)		
差引額	L			追加請求額 円
内訳				
A～Hの差引額	L			減額率 () %
J又はKの差引額	L			減額率 () %
損害調査(査定)認定(決定)額	M			(差引請求額)

(注) ※印の欄は、調査事務所、保険会社、協同組合において、記載しないで下さい。

市組町合
1 協同
事務
所合
社
1 市組
町合
1 基金